

○芦屋町国民健康保険運営協議会規則

昭和 34 年3月 27 日規則第5号

改正

昭和 61 年 12 月 26 日規則第 27 号

平成 18 年3月 31 日規則第4号

平成 30 年3月 30 日規則第 10 号

芦屋町国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 芦屋町国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。)第 11 条第2項に規定する協議会をいう。以下「協議会」という。)に関しては、法令又は、芦屋町国民健康保険条例(昭和 34 年条例第3号)に定めるものの外は、この規則に定めるところによる。

(審議)

第2条 協議会は芦屋町国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。

(委嘱)

第3条 委員は条例の定めにより町長が委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(辞職)

第5条 委員が辞職しようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 会長、副会長が辞任しようとするときは協議会に諮り辞任するものとする。

(会長・副会長)

第6条 協議会に会長1名、副会長1名をおき、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(書記)

第7条 協議会に書記1名をおき、町長がこれを任命する。

2 書記は会長の指揮を受け庶務に従事する。

3 協議会は、議事録を作成し、会長の指名する出席委員が、署名しなければならない。

(開催)

第8条 協議会は必要の都度これを開催するものとする。

(招集)

第9条 協議会は会長がこれを招集し、会長は会議の議長となる。ただし、芦屋町国民健康保険条例第2条に定める委員総数の半数以上の委員の請求があつたときは、会長は協議会を招集しなければならない。

2 会長が協議会を招集するときは町長に通知しなければならない。

3 協議会の会長の選挙を行うときは、第1項の規定に拘らず町長が協議会を招集する。

(定員数)

第 10 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 11 条 協議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参与)

第 12 条 委員は、自己又は肉親関係者に関する議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があつたときはその会議に出席し発言することができる。

2 協議会は協議会の許可を得たものが傍聴することができる。ただし、協議会の決議により公開を停止することができる。

(建議)

第 13 条 協議会は町長の諮問に応じ必要あるときは町長に建議することができる。

第 14 条 会長は協議会の審議経過及び結果を次の文書を以て町長に提出する。

(1) 答申書

(2) 建議書

(3) 意見書

(4) 報告書

第 15 条 委員の報酬及び費用の弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 31 年芦屋町条例第 13 号)による。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 34 年 1 月 1 日から適用する。

2 この規則は、施行と同時に芦屋町国民健康保険運営協議会規則(昭和 33 年芦屋町規則第 1 号)は、廃止する。

附 則(昭和 61 年 12 月 26 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 4 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に協議会の委員である者の任期については、この規則による改正後の芦屋町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。